

諮問庁：秋田県知事

諮問日：平成25年4月18日（諮問第110号）

答申日：平成26年3月14日（答申第72号）

事件名：医務薬事課の〇〇〇への調査に対する協力要請等に関する書類の不在による非公開決定処分等に対する異議申立てに関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、医務薬事課の〇〇〇への調査に対する協力要請等に関する書類（以下「本件対象文書1」という。）について、これを保有していないとして非公開とした決定は妥当であるが、医務薬事課の〇〇〇に関する相談内容と結果に関する報告などの書類（以下「本件対象文書2」という。）については、非公開とした決定は取り消し、別紙1に示した部分を公開するとともに、別紙2に示した行政文書も特定したうえで公開をするかどうかの決定をするべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、平成24年12月25日、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件対象文書1及び本件対象文書2について公開請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成25年1月8日、条例第10条第2項の規定に基づき公開決定等をする期間を延長したうえで、同月23日、同条第1項の規定

に基づき、本件対象文書1については不存在による非公開決定処分（以下「本件処分1」という。）を、本件対象文書2については非公開決定処分（以下「本件処分2」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成25年2月25日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件処分1及び本件処分2を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件対象文書1及び本件対象文書2に関して実施機関が行った本件処分1及び本件処分2について、その処分を取り消し、本件対象文書1及び本件対象文書2の非公開部分を公開することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立人から提出された異議申立書及び意見陳述によると、概ね次のとおりである。

異議申立人は、平成24年7月に今回と同じ内容の公開請求をしたことがあり、その際にも今回と同様の決定がなされたのだが、その後別の文書の公開請求をしたところ、それに対して公開された文書の中に、異議申立人が平成24年7月に公開請求をしていた文書が含まれていた経緯がある。そのため、再度平成24年7月の時と同じ内容の公開請求をすれば、異議申立人が求めている文書が公開されると思っていたのだが、今回の決定においても、文書は保有していないなどとして非公開とされている。

本件対象文書1については、請求対象として関係機関に対する同行依頼も含んでいるものである。異議申立人が相談をした際に、医務薬事課が〇〇〇の調査を行うにあたって、関係する保健所や福祉政策課にも同行してもらうよう依頼する旨の回答を異議申立人も会議室で聞いており、これらは文書として残しているはずである。大仙保健所に対する同行依頼に関する文書は既に公開されており、福祉政策課もいっしょに調査に行っているため、福祉政策課など他の関係機関にも依頼文書が出されているのではないかと考えている。また、今回の公開請求をするにあたって、医務薬事課に口頭で相談をしながら公開請求書を作成していることから考えても、医務薬事課でも請求内容の趣旨は分かっているはずである。

また、本件対象文書2については、異議申立人はこれまでも〇〇〇に関する相談をしており、既に公開されている文書もあるため、それらを含めて、今回の公開請求に対しても公開されるべきものがあるはずである。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、本件対象文書1及び本件対象文書2について非公開決定を行った理由を次のように説明している。

1 本件対象文書1について

本件対象文書1は、公開請求書の記載内容から、〇〇〇に対しての協力依頼文書と判断した。医療安全支援センター（以下「センター」という。）として〇〇〇に対して事実確認を行っているが、〇〇〇への協力要請は口頭で行っているため、該当する行政文書は存在しない。

なお、大仙保健所長あてに、事実確認への職員の同行を依頼した文書が存在するが、当該文書は、別件において異議申立人から公開請求があり、それに対して既に部分公開決定をしているところである。

2 本件対象文書2について

(1) 本件対象文書2の特定について

相談者からセンターに対して〇〇〇についての相談があり、センターではその内容を記録している。その後、センターの職員が、〇〇〇の相談者への対応状況の事実確認をするため、大仙保健所職員とともに〇〇〇を訪問し、その記録を復命書として作成しているほか、〇〇〇を訪問したことについて相談者への報告を記録している。これらを本件対象文書2として特定しており、当該行政文書は次のとおりである。

- ① 平成23年 9月29日 相談（電話等処理票）
- ② 平成23年10月 5日 相談（電話等処理票）
- ③ 平成23年10月26日 相談（相談者来庁記録）
- ④ 平成24年 2月 1日 〇〇〇への訪問記録（復命書）
- ⑤ 同 日 報告（相談者との電話の対応）
- ⑥ 平成24年 2月 6日 面会（相談者来庁記録）

なお、④については、別件において異議申立人から公開請求があり、それに対して既に部分公開決定をしていることから、今回の請求対象からは除外している。また、大仙保健所長あてに職員の同行を依頼した文書も請求対象として特定することはできたが、これについても異議申立人から別途公開請求があり、それに対して既に部分公開決定をしていることから、今回の請求対象には該当しないと判断している。

(2) 条例第6条第1項第8号（法令秘情報）該当性について

センターの業務は、医療に関する問題を自ら解決するための助言等を行い、患者と医療機関等との信頼関係の構築を支援することであり、中立的な立場から相談に対応するため、秘密を守る義務がある。もしこれが守られなければ、患者と医療機関等との信頼関係に重大な支障が生じ、相談業務が適正に遂行できなくなるどころか、センターの機能が失われることが

危惧される。

また、センターは医療法（昭和23年法律第205号）に基づいて設置されており、同法第6条の11第4項において、センターの業務に従事する者には守秘義務が課せられている。今回公開請求された文書は、センターの業務として作成された相談記録等であることから、条例第6条第1項第8号に該当し、非公開としたものである。

第5 調査審議の経過

- (1) 平成25年 4月19日 諮問の受付
- (2) 同 年 5月24日 実施機関の非公開理由説明書を收受
- (3) 同 年11月 8日 審議
- (4) 同 年11月22日 異議申立人が意見陳述
- (5) 同 年12月19日 実施機関が意見陳述
- (6) 平成26年 1月 7日 審議
- (7) 同 年 1月27日 審議
- (8) 同 年 2月17日 審議
- (9) 同 年 3月 7日 審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件対象文書1について

本件対象文書1は、医務薬事課の〇〇〇への調査に対する協力要請等に関する書類である。

異議申立人は、公開請求の対象には、実施機関から関係機関に対する協力依頼の文書も含んでおり、公開請求をするにあたって、事前に実施機関に相談をしたうえで公開請求書を作成していることから、実施機関においても当該趣旨は認識しているはずである旨主張する。

これに対して実施機関は、公開請求書の記載内容からすると、公開請求

の対象は、医務薬事課から〇〇〇に対して協力を要請した文書であると認識し、〇〇〇に対しては口頭で協力要請を行ったことから、公開請求に係る行政文書は保有していない旨説明する。

この点について検討すると、本県の情報公開制度においては、行政文書の名称又は内容等公開請求に係る行政文書の特定のために必要な情報を、公開請求をしようとするものに提供するように努めるものとされているところ、本件対象文書1を特定する際に、異議申立人と実施機関との間で十分な意思の疎通が図られたかどうかは明らかではないものの、公開請求書に記載された文面からは、〇〇〇以外の機関への協力要請に係る文書も含まれているという趣旨までをも読み取ることは容易ではないことから、実施機関における行政文書の特定が誤りであったとまでは認めることはできず、〇〇〇に対する協力要請は口頭で行っているため該当する行政文書は保有していないとする実施機関の説明にも不自然な点は認められない。

なお、実施機関は、本件処分1に係る通知書において、公開しない理由として「公開請求に係る行政文書を保有していないため。」と記載しているのみであるが、公開請求者に処分理由を了知させるという理由付記の趣旨からすれば、本件処分1に係る理由付記は必ずしも十分であるとは認められず、行政文書が不存在である原因や経緯についても付記することが相当であったと認められる。

2 本件対象文書2について

(1) 本件対象文書2の特定について

本件対象文書2は、医務薬事課の〇〇〇に関する相談内容と結果に関する報告などの書類である。

実施機関は、公開請求の対象として6件の行政文書を特定し、そのうち1件の行政文書については、別件において異議申立人から公開請求があり、それに対して既に部分公開決定をしているものであったため、公開請求の

対象から除外した旨説明する。

しかしながら、条例の趣旨からすれば、異議申立人から過去に同様の内容の公開請求があったとしても、本事案に係る公開請求に対しては、改めて公開請求の対象となる行政文書を特定し、当該公開請求に係る行政文書の公開をするかどうかの決定をしなければならないものであることから、異議申立人の過去の公開請求に対して既に部分公開決定をしていることを理由として、当該行政文書を公開請求の対象から除外したとする実施機関の判断は、妥当ではないと認められる。

したがって、実施機関においては、公開請求の対象として特定した6件の行政文書のすべてについて、公開をするかどうかの決定をしなければならないものである。

(2) 条例第6条第1項第8号（法令秘情報）該当性について

本号は、法令若しくは条例の規定又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項に規定する基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により公開することができないとされている情報を非公開情報としている。

本号の趣旨は、法令等の規定により公開することができないとされている情報については、この条例においても公開することはできないことを確定的に規定したものである。

本号の該当性について、実施機関は、医療法第6条の11第4項において、センターの業務に従事する者には守秘義務が課せられており、公開請求の対象として特定した行政文書はセンターの業務として作成されたものであることから全部非公開とした旨主張している。

この点について検討すると、秘密とは、非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうものであるが、当審査会において、実施機関が本件対象文書2として特定した行政

文書を見分したところ、別紙1については実質的に秘密として保護するに値するとは明らかに認められず、かつ、条例第6条第1項各号に規定する非公開情報のいずれにも該当しない部分が相当程度あることが認められた。

したがって、実施機関が本件対象文書2として特定した行政文書を全部非公開とした決定は妥当ではなく、当該行政文書については、別紙1に示した部分を公開するべきであると認められる。

(3) 実施機関が本件対象文書2として特定した行政文書以外の行政文書について

当審査会において、医務薬事課で保有している〇〇〇に係る相談記録等の関係文書を見分したところ、公開請求書の記載内容からして、実施機関が本件対象文書2として特定した行政文書以外にも、本来であれば、公開請求の対象として特定するべきであると認められる行政文書が相当程度存在することが確認された。

したがって、実施機関における本件対象文書2の特定は十分ではないと認められるため、別紙2に示した行政文書を公開請求の対象として特定したうえで、当該行政文書の公開をするかどうかの決定をするべきであると認められる。

第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	秋田大学副学長
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」 副代表
会長代理	三 浦 清	弁護士

別紙 1

実施機関が特定した行政文書	公開するべきであると認められる部分
平成23年9月29日処理の電話等処理票	様式として定められている部分、回覧印、【 】書きの各項目中相談者の姓を除く部分、1枚目中3行目から5行目までのうち相談者の氏名、住所及び電話番号を除く部分、15行目のうち「→」以降の部分、2枚目中26行目から29行目まで並びに3枚目中相談者の姓を除く部分
平成23年10月5日処理の電話等処理票	様式として定められている部分、回覧印、【 】書きの各項目、1枚目中2行目から5行目まで及び2枚目中相談者の姓を除く部分
平成23年10月26日の相談者来庁記録	起案印に係る部分、各項目番号、各項目名、1枚目中3行目から7行目まで、第1項目の記載内容のうち個人の姓、年代、住所、電話、背景、主な疾患、年齢及び体重を除く部分、第5項目及び第6項目の記載内容、資料1、資料2中医師の姓を除く部分並びに関係法令の条文、特定の医薬品の解説、特定の検査の解説及び特定の療法の解説が複写された書類
平成24年2月1日の復命書	平成24年8月17日付け医-896で公開された部分及び同処分に係る異議申立てに対する決定において実施機関が公開することとした部分
2月1日の相談者との電話対応記録	回覧印に係る部分、各項目番号、各項目名及び1枚目中1行目から16行目までのうち相談者の姓を除く部分
平成24年2月6日の相談者との面会記録	各項目番号、各項目名中面会者の姓を除く部分、1枚目中1行目から8行目までのうち面会者の姓を除く部分、2枚目中10行目から13行目までのうち面会者の姓を除く部分及び23行目から26行目まで

別紙 2

- ・ 2009年3月19日受付の「医療窓口相談」対応票（平成23年9月29日の電話等処理票の別紙）
- ・ 平成24年1月20日決裁の医務薬事課長から大仙保健所長あて依頼の起案文書（資料1から資料7までを含む。）
- ・ 2月7日の厚生労働省への照会記録
- ・ 平成24年2月8日決裁の事務連絡案
- ・ 平成24年5月8日の相談者との電話対応記録
- ・ 平成24年7月6日の相談者との電話対応記録（別紙を含む。）
- ・ 平成24年8月8日の相談者との面談記録
- ・ 平成24年11月30日の相談者との面会記録